



「レ・ミゼラブル」のユゴー27歳の作品。2018年12月、新しい訳で出版されました。解説が充実しています！

「終身刑」って何だろう？ 「新自由刑」って何だろう？

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

東京都荒川区南千住1-59-6-302

<http://sobanokai.my.coccan.jp/>

昨年12月5日に、「日本の死刑制度の今後を考える議員の会」設立総会が開かれました。会長になった自民党の河村建夫氏は「死刑は国民に支持されているが、世界の潮流や人の命の問題もある。終身刑も含め議論したい」とあいさつしたそうです。

ここでいう「終身刑」とは、仮釈放のない無期刑を指しているようです。

仮に死刑制度を残したままでも、そんな刑罰があれば「死刑にするのは忍びないが、仮釈放で出て来られるのは嫌だ」と考える人（裁判員）も多いだろうから、死刑判決が減らせようという期待しているようです。

一方で、無期懲役になるような事件の犯人が仮釈放されて出てくるのが許せないという「終身刑」の導入を求める人たちもいます。

私たちも、いつ裁判員に選ばれるかわかりません。そのときには、有罪か無罪かだけでなく、有罪だとしたらどんな刑罰にすべきかの判断も問われることになります。

★☆☆★
受刑者の自由を奪う刑罰として「懲役刑」とは別に「禁錮刑」もあるのはご存じですか？
懲役のように労働を強制されない刑罰です。もともと、該当する人が少ない上に、ほとんどの人は希望して懲役と同じ作業に就いているそうです。

★☆☆★
そもそも「懲役」のあり方が問われています。

「懲役」というからには何らかの仕事させなければならぬわけですが、受刑者の高齢化や、不況や産業構造の変化から、懲役囚にできる仕事の受注が難しくなっています。場合によっては、意味のない作業で時間を潰させていることもあります。

今、法制審議会（法務大臣の諮問に応じる機関）の少年法・刑事法部会で、懲役刑と作業を強制されない禁錮刑を「新自由刑」という名称で一本化してはどうかと検討されています。具体的にどんな刑罰になるのか、注目したいと思います。

★☆☆★
現在の法律では「受刑者の処遇は…（略）：改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として行う」（被収容者処遇法 第三十条）と定められています。微罪を繰り返す高齢者が「刑務所に戻りたくて」と動機を語っている、というようなニュースを耳にしませんか。そんなことにならないようにと、教育やカウンセリングを重視しているわけです。刑期が終われば社会に戻る人々が再犯に至らないですむような刑罰の在り方が試行錯誤されています。

刑務所と社会を出たり入ったり繰り返し続けたあけく「この社会に自分の居場所はない」「いっそ死刑のほうが楽だ」とまで追い込まれていく人たちを「自己責任だ」と切り捨ててしまえば、より重大な犯罪が繰り返されるばかりではないでしょうか。（じ）